

◎佐賀県条例第33号

佐賀県波戸岬海浜公園条例の一部を改正する条例

佐賀県波戸岬海浜公園条例（平成元年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の利用料金は、<u>前項に規定する施設の維持及び管理に必要な費用を当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として</u>、指定管理者が定める。</p> <p>3 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の利用料金は、<u>類似の施設の料金を考慮して</u>、指定管理者が定める。</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の佐賀県波戸岬海浜公園条例第5条第2項の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。